

19201

山梨県

甲府市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者 (取得価額 3,800 万円以上、中小事業者については 1,900 万円以上)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
甲府市産業活性化支援条例	H21.3	<ul style="list-style-type: none"> ●業種 工場等、ホテル・旅館、観光施設、農場等 ●要件 (1)工場等の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①工場等の敷地面積が 3,000 m²以上であること ②工場等の延床面積が 1,000 m²以上であること ③設置する工場等においてその設置に伴い増加する常時雇用従業員数が5人以上であること ④納期限の到来した市税を完納していること (2)ホテル・旅館の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①設置するホテル・旅館が、国際観光ホテル整備法の施設基準を満たすこと ②一般社団法人甲府市観光協会に加盟している組合等の構成員であること ③ホテル・旅館の設置に伴い増加する常時雇用従業員がホテルの場合は5人、旅館の場合は3人以上であること ④納期限の到来した市税を完納していること (3)観光施設(遊園地、テーマパーク、動物園、水族館、植物園、展望施設)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①土地取得費を除く投下固定資産が5億円以上 	<ul style="list-style-type: none"> (1)固定資産税額奨励金 3年間 10/10 以内【限度額なし】 (2)水道加入金額奨励金 1回分 5/10 以内【限度額なし】 (3)雇用奨励金 新に雇用された市内居住者であつて3保険加入者の者 40 歳未満 1 人につき 20 万円 40 歳以上 1 人につき 15 万円 【初年度限定 1000 万円限度】 (4)農地整備奨励金 農地整備に対し、企業が負担した額から、整備費の 10%を差し引いた額 【初年度限定】

		<p>であること</p> <p>②観光施設の設置に伴い増加する常時雇用従業員が3人以上であること</p> <p>③納期限の到来した市税を完納していること</p> <p>(4)農場等の場合</p> <p>①設置する農場等の面積が 5,000 m²以上の一団の土地であること</p> <p>②農場等の設置に伴い、国又は山梨県が事業費の 50%以上を負担する農地整備が行われること</p> <p>③農場等の設置に伴い増加する常時雇用従業員が 1 人以上であること</p> <p>④納期限の到来した市税を完納していること</p> <p>※産業集積促進助成金との併用は不可</p>	
甲府市産業集積促進助成金交付要綱	H28.4	<p>●業種</p> <p>製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、本社機能移転等、情報通信業等、コールセンター事業</p> <p>●要件</p> <p>(1)製造業・物流業・試験研究所・バイオテクノロジー利用産業(下記の要件の全てに該当する場合)</p> <p>①土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等の設置・操業開始</p> <p>②投下固定資産額(土地取得費を除く)が3億円以上</p> <p>③操業開始後1年以内に常時雇用労働者 10 人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が5人以上)</p> <p>(2)自社所有地新增設事業</p> <p>(1)の②と③に該当する場合</p> <p>(3)本社機能移転等(賃借可)</p> <p>①土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に本社オフィス等の設置・操業開始</p> <p>②投下固定資産額(土地取得費を除く)が 1 億円以上</p> <p>③操業開始後 1 年以内に常時雇用労働者 10 人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外</p>	<p>(1)製造業・物流業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の 1/100 以内</p> <p>※限度額最大3億円</p> <p>(2)試験研究所・バイオテクノロジー利用産業・自社所有地新增設事業</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の 0.5/100 以内</p> <p>※限度額最大3億円</p> <p>(3)本社機能移転等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の 1/100 以内</p> <p>※自社所有地の場合 0.5/100 以内</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料の 1/2 の額年 200 万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(4)情報通信業等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の 1.4/100 以内</p> <p>※限度額最大2千万円</p>

		<p>から市内に転入する者が5人以上) ※賃借は③に該当する場合</p> <p>(4)情報通信産業等(賃借可)</p> <p>①操業開始後1年以内に常時雇用労働者5人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が5人以上) ※賃借は③に該当する場合</p> <p>(5)コールセンター事業(賃借可)</p> <p>①操業開始後1年以内に常時雇用労働者 20 人以上増加(市内から新たに雇用する者又は県外から市内に転入する者が5人以上) ※賃借は③に該当する場合</p> <p>●加算要件</p> <p>(1)成長産業</p> <p>①医薬品・医療機器産業、水素・燃料電池関連産業</p> <p>②物流業、データセンター</p> <p>(2)高付加価値創出事業 地域経済牽引事業承認事業</p> <p>(3)増加雇用者</p> <p>①県外から市内に転入する者5人以上 ②県外から市内に転入するもの 10 人以上 ③情報通信業は県外から市内に転入するもの 1 人以上</p> <p>※産業活性化支援条例との併用は不可</p>	<p>賃借の場合は賃借料と通信回線料の 1/2 の額</p> <p>年 200 万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>(5)コールセンター事業 投下固定資産額(土地取得費除く)の 2/100 以内 ※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料と通信回線料の 1/2 の額</p> <p>年 200 万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>加算内容</p> <p>(1)成長産業</p> <p>①医薬品・医療機器場合及び水素・燃料電池関連産業の場合1%加算</p> <p>②物流業、データセンターの場合0.2%加算</p> <p>(2)高付加価値創出事業 地域経済牽引事業計画を県から認定を受けている場合 0.6%加算</p> <p>(3)増加雇用者</p> <p>①県外から市内に転入する者が5人以上の場合 0.2%加算 ②県外から市内に転入する者が10 人以上の場合 0.4%加算 ③情報通信業の場合、県外から市内に転入する者1人以上で 0.4%加算</p>
--	--	--	---

19202

山梨県

富士吉田市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①新設 5,000 万円以上 (①か②のいずれか) 増設 3,000 万円以上	②新設 50 人以上	課税免除	固定資産税	新設3年 増設1年

※下記「富士吉田市企業誘致条例」の奨励措置として

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
富士吉田市企業誘致条例	S35. 4	①新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 従業員 50 人以上 ②増設 投下固定資産総額 3,000 万円以上	奨励金 ①新設 固定資産税相当額の範囲内で3年間を 限度(奨励期間終了時に市内在住者の 雇用が5人以上の場合は、2年以内の延 長あり) ②増設 固定資産税相当額の範囲内で1年間を 限度(奨励期間終了時に市内在住者の 雇用が5人以上の場合は、1年以内の延 長あり)
富士吉田市企業立地促進助成金交付要綱	H17. 4. 1	① 新設 土地取得等から3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること。投下固定資産額が3億円以上。操業開始1年以内に10人以上常時雇用(うち市内から5人以上)。ただし、データセンターについては5人以上常時雇用(うち市内から2人以上) ② 自社所有地への新增設 投下固定資産額が3億円以上。操業開始1年以内に10人以上常時雇用(うち市内から5人以上)。ただし、データセンターについては5人以上常時雇用(うち市内から2人以	助成金 ○認定企業に対して、以下の規定により助成金を交付する 助成額、限度額ともに山梨県産業集積促進助成金の1/4

		<p>上)</p> <p>③ 移転</p> <p>土地取得等から3年以内に施設等を設置し、操業を開始すること。投下固定資産額が1億円以上。操業開始1年以内に10人以上常時雇用(うち市内から5人以上)。ただし、データセンターについては5人以上常時雇用(うち市内から2人以上)</p> <p>以上、山梨県産業集積促進助成金の対象者に準ずる。</p>	
--	--	--	--

19204

山梨県

都留市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
都留市企業立地支援条例	H21.1	<p>企業立地支援条例規則に定める業種等に適用</p> <p>①事業所等の敷地面積が1,000㎡を超えるもの(増設にあつては既存の事業所等含む)</p> <p>②延床面積が500㎡を超えるもの(増設にあつては既存の事業所等含む)</p> <p>③投下資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 5,000万円以上 ・増設 3,000万円以上 <p>④正規雇用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 15人以上 ・増設 5人以上増 <p>⑤要件基準特例あり</p>	<p>支援金(年間上限5,000万円)</p> <p>①徴収した固定資産税の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設 固定資産税を徴収した年度から5年間 ・増設 固定資産税を徴収した年度から3年間 <p>②2ヶ月の水道使用料が1,200㎡以上である時は水道使用料金の範囲内</p> <p>③都留市に住民票を有する者で、高等学校卒業と同等以上の学歴で卒業から3年以内の者を3年間継続して正規雇用した場合は、1企業等につき200万円を上限</p>

19205

山梨県

山梨市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎対策	—	課税免除	固定資産税	3年間
やまなし未来ものづくり推進計画に基づき、「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業	—	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山梨市事業所設置奨励条例	H30.3	①投下固定資産総額 1,000 万円以上 ②従業員数 【新設時】 常時使用する従業員数 10 人以上 【増設・移設時】 5人以上の増員を伴い、常時使用する従業員数 10 人以上	操業開始、増設又は移設した日の属する年度の翌年度から3カ年間納付した各年度ごとの固定資産税相当額を納付した年度の翌年度において奨励金として交付する。 事業所を設置する際に埋蔵文化財の発掘調査が必要になった場合の奨励金の額は、埋蔵文化財発掘調査費用の額に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、投下固定資産総額の5%又は3,000,000 円のいずれかの低い額を上限として奨励金を交付する。
山梨市企業立地促進事業助成金交付要綱 ※R2.3.31 まで	H31.4	①製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業 ・土地を取得し3年以内に工場等を設置して操業を開始 ・投下固定資産額3億円以上 ・10 人以上の常時雇用労働者の増加(地元被雇用者概ね3割以上確保) ②本社機能移転 ・土地を取得し3年以内に工場等を設置して操業を開始	① 造業、物流業の場合 ・投下固定資産額×100 分の2の額(空き工場等の取得費については100 分の1) ・常時雇用労働者の数に応じて上限額 6,000 万円～2億円 ②試験研究所、バイオテクノロジー利用産業の場合 ・投下固定資産額×100 分の1の額 ・常時雇用労働者の数に応じて上限額

		<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額1億円以上 ・10人以上の常時雇用労働者の増加(地元被雇用者概ね3割以上確保) ③情報通信業等 ・5人以上の常時雇用労働者の増加(地元被雇用者概ね3割以上確保) 	<p>6,000万円～2億円</p> <p>③本社機能の移転(土地取得)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額×100分の2の額(空き工場等の取得費については100分の1) ・上限額 2,000万円 <p>④本社機能の移転(自社所有地)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額×100分の1の額 ・上限額 2,000万円 <p>⑤本社機能の移転(建物の賃借)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料の100分の25(限度額 250万円/年、3年間) <p>⑥情報通信業等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額の100分の2.5(限度額 2,500万円/1回限り)+賃借料及び通信回線使用料の合計の100分の25(限度額 250万円/年、3年間)
山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金 ※R4.3.31まで	H31.4	<p>【本社機能移転促進補助】</p> <p>会社設立3年以上、常時従業員5人以上で、市外から市内へ本社機能の移転(本店登記)を行い、かつ2年以内に正規雇用者を1人以上雇用すること。</p>	<p>市内に本社機能移転する事業に要する経費(旅費、食糧費除く)の全額。限度額 100万円。</p>
		<p>【市内居住者常時雇用促進補助】</p> <p>本社機能移転促進補助に該当し、本店登記完了後、2年以内に市内に住民登録されているものを常時雇用すること。</p>	<p>本社機能移転後、新たに市内居住常時雇用者を雇用した場合。ただし、本社移転登記日から2年以内とする。1人につき 20万円、限度額 100万円。</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
大月市企業立地促進条例	H20.6	<p>①新設 市内に土地を確保した後、3年以内に操業を開始し、投下固定資産額が5,000万円以上 又は新規常用雇用者が20人以上</p> <p>②増設 当該増設に係る投下固定資産額が3,000万円以上 又は当該増設に係る部分の新規常用雇用者が5人以上</p>	<p>【企業立地奨励金】</p> <p>①新設 固定資産税相当額の範囲内 (3年間)</p> <p>②増設 固定資産税相当額の範囲内 (1年間)</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>①新設 市民常用雇用者5人以上を雇用する事業者に対し市民常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額を交付(1回限り)</p> <p>②増設 市民常用雇用者2人以上を雇用する事業者に対し市民常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額を交付(1回限り)</p>
大月市産業集積促進助成金交付要綱	H28.12	<p>●業種 製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、本社機能移転等、情報通信産業等、データセンター、医療分野、水素・燃料電池関連産業</p> <p>●要件 (1) 製造業・物流業・データセンター・試験研究所・バイオテクノロジー利用産業(下記の要件の全てに該当する場合)</p> <p>① 土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等の設置・操業開始</p> <p>② 投下固定資産額(土地取得費を除く)が3億円以上</p> <p>③ 操業開始後1年以内に常時雇用労働者</p>	<p>(1) 製造業・物流業・データセンター 投下固定資産額(土地取得費除く)の1% ※限度額最大1.5億円(医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円) ※加算要件あり</p> <p>(2) 試験研究所・バイオテクノロジー利用産業・自社所有地新增設事業 投下固定資産額(土地取得費除く)の0.5% ※限度額最大1.5億円(医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は15億円)</p>

		<p>10人以上増加(データセンターを設置する事業にあつては、5名以上かつ市内からの新規雇用がおおむね3割以上)</p> <p>④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの</p> <p>⑤環境保全の適切な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 自社所有地新增設事業</p> <p>(1)の②～⑤に該当する場合</p> <p>(3) 本社機能移転等(賃借可)</p> <p>①土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に本社オフィス等の設置・操業開始</p> <p>②投下固定資産額(土地取得費を除く)が1億円以上</p> <p>③操業開始後1年以内に常時雇用労働者10人以上増加(市内からの新規雇用5人以上)</p> <p>※賃借は③に該当する場合</p> <p>(4) 情報通信産業等(賃借可)</p> <p>①操業開始後1年以内に常時雇用労働者5人以上増加(市内からの新規雇用3割以上)</p> <p>※賃借は③に該当する場合</p>	<p>※加算要件あり</p> <p>(3) 本社機能移転等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の5%</p> <p>※自社所有地の場合1%</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>※加算要件あり</p> <p>(4) 情報通信業等</p> <p>投下固定資産額(土地取得費除く)の1.4%</p> <p>※限度額最大2千万円</p> <p>賃借の場合は賃借料と通信回線料の1/2の額</p> <p>年200万円を限度とし操業開始から3年間</p> <p>※加算要件あり</p>
--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
韮崎市企業立地 支援条例	H19.9	【企業立地支援金】 ○投下固定資産額 1億円以上 ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) 上記のうち市内2人以上、操業1年以内 ○対象企業 (1)新たに土地又は賃借権を取得して工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) 製造業、データセンター、物流業、小売業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、市長特認事業 (2)自己所有地に工場等を建設する場合 製造業	【企業立地支援金】 ○固定資産税及び都市計画税額の全額並びに法人市民税法人税割額の1/2に相当額を3年間交付 ○限度額 単年度2千万円
		【企業立地助成金】 ①製造業等の立地事業及び自社所有地新增設事業の場合 ○投下固定資産額 3億円以上 (土地分を除く) ○増加雇用人数 10人以上(データセンターの場合は、5人以上) 上記のうち市内3人以上、操業1年以内 ○県産業集積促進助成金の交付要件に該当 ○対象企業 ア)製造業、物流業、データセンターで新たに土地又は賃借権を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) イ)試験研究所、バイオテクノロジー産業、市長特認事業で新たに土地又は賃借権を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) ウ)製造業で自己所有地に工場等を設置し操業する場合	【企業立地助成金】 ①製造業・物流業、データセンター等の場合 ○対象業種アの場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の1%+加算値相当額を単年度交付 ○対象業種イ及びウの場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の0.5%+加算値相当額を単年度交付 ○対象業種エの場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)のうち、建物0.5%+加算値、機械装置1%+加算値相当額を単年度交付 ○加算値 1. 成長分野

		<p>エ) 空き工場等を取得し操業する場合</p>	<p>(1)医療機器分野 +1% (2)水素・燃料電池 +1% (3)物流業 +0.2% (4)データセンター +0.2% 2. 高付加価値 +0.6% 3. 県外雇用者 5人以上 +0.2% 10人以上 +0.4% ○限度額 1. 県外新規立地 ・医療機器分野・水素燃料電池の場合 3億円 ・上記以外 1.5億円 2. 県内企業 ・医療機器分野・水素燃料電池の場合 1.5億円 ・上記以外 6千万円 ※投下固定資産額 100 億円以上は 1 億円が上限</p>
		<p>②情報産業の場合 ○増加雇用人数 5人以上 (うち市内2人以上、操業1年以内) ○県産業集積促進助成金の交付要件に該当 ○対象企業 情報サービス業、インターネット付随サービス業、 デジタルコンテンツ制作事業者</p>	<p>②情報産業の場合 ○新たにオフィス等を設置した場合 ⇒投下固定資産額(土地分除く)の 1.4%+加算値(限度額:2千万円) ○貸借でオフィス等を設置した、又は自己資金で設置し機器を貸借で導入した場合 ⇒賃借料及び通信回線料の 1/10 (3年間、限度額:単年度2百万円) ○加算値 1. 高付加価値 +0.6% 3. 県外雇用者 1人以上 +0.4%</p>

19208

山梨県

南アルプス市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円以上(製造業のうち農林漁業関連業種は5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南アルプス市産業立地事業費助成金交付要綱	H17.4	<p>■ 製造業等・物流業またはデータセンター</p> <p>① 市内において、新たに土地を取得し、又は、借地権を設定し、当該取得日から3年以内に工場を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。</p> <p>② 投下固定資産額(除く土地取得費)が3億円以上であること</p> <p>③ 操業開始から1年以内に、常時雇用労働者数が10人(データセンターを設置する事業にあつては5人)以上増加すること(うち3割以上を市内から新規雇用すること)</p> <p>④ 環境保全の対策に関し市長の認定を受けたもの</p> <p>⑤ 自社所有地に工場等の新增設で要件に該当するもの</p> <p>⑥ 山梨県産業集積促進助成金交付要綱に該当するもの</p> <p>※加算要件あり 詳細は南アルプス市観光商工課までお問合せください</p>	<p>助成金</p> <p>①: 市内に初めて工場等を設置する場合</p> <p>○ 投下固定資産額に1%(空き工場の取得については0.5%)を乗じて得た額</p> <p>○ 限度額 1億5,000万円 (ただし医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円)</p> <p>②: ①以外の場合</p> <p>○ 加算要件に該当する加算値を加えた率を乗じて得た額</p> <p>○ 限度額 6,000万円 (ただし医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は1億5,000万円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100億円以上の場合は1億円)</p>

		<p>■本社機能の移転等</p> <p>①市内において、新たに土地を取得し、又は、借地権を設定し、当該取得日から3年以内に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること。</p> <p>②投下固定資産額(除く土地取得費)が1億円以上であること</p> <p>③操業開始から1年以内に、常時雇用労働者数が10人以上増加すること(うち3割以上を市内から新規雇用すること)</p> <p>④環境保全の対策に関し市長の認定を受けたもの</p> <p>⑤山梨県産業集積促進助成金交付要綱に該当するもの</p> <p>※加算要件あり 詳細は南アルプス市観光商工課までお問合せください</p>	<p>助成金</p> <p>①新たに土地を取得する場合</p> <p>○投下固定資産額に2%を乗じて得た額(空き工場等取得費については1%)とする。ただし加算要件に該当する場合は加算値を加えた率を乗じて得た額</p> <p>○限度額 2,000万円</p> <p>②自社所有地の場合</p> <p>○投下固定資産額に1%を乗じて得た額(空き工場等取得費については1%)とする。ただし加算要件に該当する場合は加算値を加えた率を乗じて得た額</p> <p>○限度額 2,000万円</p> <p>③建物等の賃借の場合</p> <p>○建物等の賃借料の1/2(操業開始から3年間に限る)</p> <p>○限度額 年200万円</p>
--	--	---	---

19209

山梨県

北杜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例) 取得価額が2,700万円超	—	課税免除	家屋、償却資産及び土地に課する固定資産税	3年間
(地域未来投資促進法) 1億円超(製造業のうち農林漁業関連業種は5千万円超)	—	課税免除	家屋、構築物及び土地に課する固定資産税	3年間
(北杜市企業等振興支援条例) (H19.3) ①製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、農業、学術・開発研究機関であること ②立地する事業所等の敷地面積が1,000㎡超 ③立地する事業所等又は事業所等に附属する建物の延べ床面積が500㎡超 ④投下固定資産額 ・新設 5,000万円以上 ・増設 3,000万円以上	常時雇用従業員数 ・新設 15人以上 ・増設 新規雇用従業員5人以上	課税免除	家屋、機械及び装置並びに土地に課する固定資産税 (ただし、他の法令等の規定により支援措置の適用を受けることができるものに対して、この制度による支援措置を行わない)	・新規 5年間 ・増設 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北杜市産業立地事業費助成金交付要綱	H20.5	①製造業または物流業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、データセンター事業医療機器分野、水素・燃料電池関連産業であり(1)～(5)に該当するもの (1)市内に新たに土地を取得又は借地権(設定期間が20年以上のもの)を設定して3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること (2)土地取得費を除く投下固定資産額が3億円	I. ①、② ・助成割合 土地取得費を除く投下固定資産額の0.5～3% ・助成限度額 6,000万円～3億円 II. ③、④

	<p>以上であること</p> <p>(3)操業開始から1年以内に増加する常時雇用労働者が10人以上、かつ、市内から3人以上確保すること(データセンター、常時雇用労働者が5人以上、かつ、市内から2人以上確保すること)</p> <p>(4)山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること</p> <p>(5)環境保全に対し適切な措置が講じられる見込みであること</p> <p>②自社所有地新增設事業であって上記の要件の①(2)～(5)の全てに該当するもの</p> <p>③本社機能移転等に際し、市内に新たに土地を取得又は借地し、かつ、取得日から3年以内に本社オフィスや研究・研修施設を設置し、操業を開始する者で以下の(1)及び(2)のいずれにも該当するもの</p> <p>(1)土地取得費を除く投下固定資産額が1億円以上であること</p> <p>(2)①(3)～(5)の全てに該当するもの</p> <p>④本社機能移転等に際し、市内に本社オフィスまたは研究・研修施設を設置または賃借した者で、①(3)～(5)に該当するもの</p> <p>⑤情報通信業等であって、立地事業のため建物及び設備機器を取得または賃借した者で操業開始から1年以内に増加する常時雇用労働者が5人以上であること(市内から2人以上確保すること)</p> <p>⑥立地グループ事業であって①～⑤のいずれかに該当するもの</p>	<p>・助成割合</p> <p>取得:土地取得費を除く投下固定資産額の1～3%</p> <p>賃借:賃借料に2分の1を乗じた額</p> <p>・助成限度額</p> <p>取得:2,000万円</p> <p>賃借:年200万円(3年間)</p> <p>III. ⑤</p> <p>・助成割合</p> <p>取得:土地取得費を除く投下固定資産額の1.4～2.4%</p> <p>賃借:賃借料に2分の1を乗じた額</p> <p>・助成限度額</p> <p>2つの額の合計額</p> <p>取得:2,000万円</p> <p>賃借:年200万円(3年間)</p> <p>IV. ⑥</p> <p>・該当する①～⑤の助成割合等に順ずる</p>
--	---	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
甲斐市産業立 地事業費助成 金交付要綱	H18.6 H28.3 全部改正 R2. 全部改正	<p>○対象業種</p> <p>①製造業</p> <p>②試験研究所</p> <p>③バイオテクノロジー利用産業</p> <p>④物流業</p> <p>⑤情報通信業</p> <p>⑥データセンター</p> <p>⑦本社機能移転等</p> <p>⑧その他本市経済の活性化に著しく資するものとして市長が認める事業</p> <p>○助成要件</p> <p>(1) 市内において新たに土地の取得又は借地権(設定期間が 20 年以上のもの)を設定して工場等を設置し、3年以内に操業を開始する者で、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 将来にわたって操業を継続する見込みがあること</p> <p>イ 土地取得費を除く投下固定資産額が 3 億円以上であること</p> <p>ウ 操業開始の日以後 1 年以内に、当該事業に伴って増加する常時雇用労働者の数が 10 人以上(データセンターは、5人以上)であり、このうち市内から新たに雇用する者を概ね 3 割以上確保できる見込みがあること</p> <p>エ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの</p> <p>オ 当該事業の実施に当り環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みがあることについて市長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 本社機能移転等を行うもので、市内に新たに土地を取得、あるいは借地権(20 年以</p>	<p>助成金</p> <p>○助成率</p> <p>(1) 新たに土地取得 1%</p> <p>(2) 自社所有地 0.5%</p> <p>(3) 空き工場等取得 空き工場 0.5% 機械・設備 1%</p> <p>○加算要件</p> <p>要件を満たした場合、助成率が加算されま す。</p> <p>・医療機器分野、水素・燃料電池関連産業 の場合: +1%</p> <p>・物流業、データセンター の場合: +0.2%</p> <p>・地域未来投資促進法に基づく「先進性あ り事業」の場合: +0.6%</p> <p>・新規常時雇用者のうち、山梨県外からの 増加雇用者数が5人以上: +0.2%、10 人以上: +0.4%</p> <p>○限度額</p> <p>・県外からの新規立地(医療機器産業、水 素・燃料電池関連産業): 3億円</p> <p>・県外からの新規立地(上記以外製造業 等): 1.5 億円</p> <p>・県内企業(医療機器産業、水素・燃料電 池関連産業): 1.5 億円</p> <p>・県内企業(上記以外製造業等): 0.6 億円</p> <p>・県内企業(上記以外製造業等) 投下固定 資産額 100 億円以上: 1 億円</p>

		<p>上)を設定し、その3年以内に本社オフィス及び研究・研修施設を設置し、操業を開始する者で、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 将来にわたって操業を継続する見込みがあること</p> <p>イ 土地取得費を除く投下固定資産額が1億円以上であること</p> <p>ウ 操業開始1年以内に、操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上(データセンターは、5人以上)であり、このうち市内から新たに雇用する者を概ね3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>エ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの</p> <p>オ 当該事業の実施に当り環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みがあることについて市長の認定を受けたもの</p>	
<p>甲斐市企業立地支援条例</p>	<p>H24.9</p>	<p>○製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業、学術・開発研究機関、その他本市産業の振興と雇用の拡大に著しく資するものとして市長が認める事業で、市内において新たに土地の取得し、事業所等を建設し、奨励金の交付要件の次のいずれにも該当する事業者</p> <p>①新設する事業所等の敷地面積:1,000㎡以上</p> <p>②新設する事業所等の延床面積:500㎡以上</p> <p>③新設に伴い新規雇用従業員数:5人以上</p> <p>④市税を完納していること</p>	<p>○立地奨励金</p> <p>最初に固定資産税が課税される年度から3年度を限度とし、各年度に納付された固定資産税に相当する額の奨励金を交付</p> <p>○雇用奨励金</p> <p>操業開始日前後3月の間に3人以上の市民を12月以上雇用した場合に1人あたり20万円、1事業者につき200万円を上限とする奨励金を交付</p> <p>○奨励金の返還義務</p> <p>奨励金の交付を受けた事業者は、次のいずれかの要件に該当したときは期限を定めて奨励金の全部又は一部の返還の義務を負う</p> <p>①奨励金の交付要件に該当しなくなったとき</p> <p>②操業開始から10年以内に休止、廃止等の状態に至ったとき</p> <p>④ 法令・条例に違反があったとき</p>

19211

山梨県

笛吹市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
山梨県地域経済牽引事業により該当する産業及び業種 1億円以上 (製造業のうち農林漁業関連業種は 5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間
笛吹市企業等振興支援条例により指定する業種 新設 1,000万円以上 増設 500万円以上	新設 15人(市内5名) 増設 5人(市内2名)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
(案) 笛吹市企業立地促進事業助成金交付要綱	作成中		山梨県産業集積促進助成金交付要綱に準じて協調助成を行う(県助成金 1/5 補助)。
笛吹市企業立地奨励金交付要綱	H28.3	(1) 製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、農業(中分類 01)、学術・開発研究機関(小分類 710, 711)、電気・ガス・熱供給・水道業 (2) 事業所等の敷地面積が 2,000 m ² 超 (3) 事業所等又は事業所等に附属する建物の延べ床面積が 500 m ² 超 (4) 企業等による投下固定資産が 3,000 万円以上 (5) 常時雇用労働者が 20 人以上(うち 10 人以上が笛吹市民) (6) 市税等の滞納がない	(1) 立地助成金 家屋の取得価格に 10/100 を乗じた額、又は、償却資産の取得価格に 10/100 乗じた額のいずれか高い額(上限 500 万円) (2) 市内雇用者助成金 市民の常時雇用者の数に 10 万円を乗じた額(上限 200 万円)

19212

山梨県

上野原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
上野原市企業立地 促進事業助成金交 付要綱	H28.9	<p>○新たに市内において土地を所得し、借地を設定し当該土地の所得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係わる土地の上に工場等を設置し、創業を開始するとともに、将来にわたって創業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が3億円以上であること(土地取得費は除く)</p> <p>○操業開始後1年以内に当該創業に伴って増加する常時雇用労働者数が10人以上であり、このうち市内から新たに雇用する者概ね3人以上確保できる見込みであること(採用希望者がなく確保できないなど企業側に責任のない場合は、市長と協議して雇用数を調整できるものとする)。</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの。</p>	<p>助成金</p> <p>○助成額 投下固定資産額の100分の2又は100分の1の額(土地取得費は除く)</p> <p>○限度額 増加する従業員数が、</p> <p>10－50人未満 6,000万円</p> <p>50－100人未満 1億円</p> <p>100－500人未満 1億5,000万円</p> <p>500人以上 2億円</p>

19213

山梨県

甲州市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 1億円以上(農林漁業関連業種は5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間
過疎対策(2,700万円以上)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
甲州市企業奨励条例	H17.11	①新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 従業員 30 人以上 ②増設 投下固定資産総額 2,000 万円以上 当該部分従業員数 10 人以上	奨励金 ①新設 固定資産税相当額の範囲内で3年間を 限度 ②増設 固定資産税相当額の範囲内で1年間を 限度

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
中央市産業立地事業費助成金交付要綱	H18.2	<p>助成対象</p> <p>(1)製造業、物流業又はデータセンター</p> <p>※次の要件全てに該当するもの</p> <p>ア 市内において新たに土地又は借地権(設定期間が20年以上のもの)を取得し、3年以内に工場を設置して操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること</p> <p>イ 投下固定資産額が3億円以上であること</p> <p>ウ 操業開始の日以後1年以内に、当該事業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人(データセンターを設置する事業者にあつては5人)以上であり、このうち市内から新たに雇用する者を概ね3割以上確保できる見込みがあること</p> <p>エ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの</p> <p>オ 当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであることについて市長の認定を受けたものであること</p> <p>(2)試験研究所、バイオテクノロジー利用産業及び、自社所有地新增設事業を設置する事業であつて(1)のア～オまでの要件全てに該当するもの</p> <p>(3)本社機能移転等を行う者</p> <p>※次の要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 新たに市内に土地を取得し又は借地権を設定し、当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地</p>	<p>助成金</p> <p>(1)製造業、物流業又はデータセンター 投下固定資産額の1% 空き工場等取得費は0.5% 上限6千万円-3億円 ※立地事業者が別表に掲げる加算要件に該当する場合は、加算値を加える。</p> <p>(2)試験研究所、バイオテクノロジー利用産業及び、自社所有地新增設事業 投下固定資産額の0.5% 上限6千万円-3億円 ※立地事業者が別表に掲げる加算要件に該当する場合は、加算値を加える。</p> <p>(3)本社機能移転等を行う者 投下固定資産額の2% 空き工場等取得費は、投下固定資産額の1% 自社所有地の場合は、投下固定資産額の1%</p>

		<p>の上に本社オフィス及び研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること</p> <p>イ 投資固定資産額が1億円以上であること</p> <p>ウ (1)のウ～オに掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(4)情報通信業等</p> <p>※次の要件の全てに該当するもの</p> <p>ア 情報通信業等の立地事業の実施のため、建物及び設備機器を取得及び賃借したものであること</p> <p>イ 操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。このうち地元被雇用者を概ね3割以上確保できる見込みがあること</p>	<p>上限2千万円</p> <p>※立地事業者が別表に掲げる加算要件に該当する場合は、加算値を加える。</p> <p>建物等の賃借の場合は、賃借料の1/10、限度額年200万円(操業開始から3年間)</p> <p>(4)情報通信業等</p> <p>建物及び設備機器を取得する場合</p> <p>投下固定資産額の1.4%</p> <p>上限2千万円</p> <p>※立地事業者が別表に掲げる加算要件に該当する場合は、加算値を加える。</p> <p>建物及び設備機器等を賃借する場合は、賃借料の1/10、限度額年200万円(操業開始から3年間)</p>
--	--	---	--

19346

山梨県

市川三郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円) 以上)	従業員 (人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
市川三郷町工場設置奨励要綱	H17.10	<ul style="list-style-type: none"> ○新設 ・工場の敷地面積 3,000 m²以上 ・常時使用する工員数 25 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○提供する便益 ・工場立地基礎条件その他の調査 ・工場敷地のあつせん又は提供 ・工場道路用敷地の斡旋又は提供 ・工場敷地の整地、工場道路、排水溝等の工事に対する協力 ・工場従業員に対する住宅宿舍の斡旋 ・その他、工場設置に伴う附帯事項に対する積極的な協力
市川三郷町産業立地事業費補助金交付要綱	H22.10	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに土地又は借地権を取得し、当該土地取得から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始し、将来にわたって操業を継続する見込みがあること ・投下固定資産額5億円以上(土地取得費を除く) ・操業開始日の以降1年以内に新規雇用 10 人以上(うち町内の者が3割以上) ・山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用労働者 10 人以上から 500 人以上の4段階で、投下固定資産額(土地取得費は除く)の2%(2億円を限度)

19364

山梨県

早川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
早川町工場誘致条例	S44.3	○投下固定資産総額 500 万円以上 ○従業員 20 人以上	奨励金 ○操業の翌年度から5ケ年間当該工場より徴収する町税の範囲内 ○工場敷地建物の貸付奨励金

19365

山梨県

身延町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 1億円以上(農林漁業関連業種は 5,000 万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
身延町産業立地事業費助成金交付要綱	R2.8	<p>(対象業種・要件の概要)</p> <p>(1) 製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンター</p> <p>① 町内において土地または借地権(設定期間が 20 年以上のものに限る)を取得して工場等を設置し、操業を開始すること</p> <p>② 投下固定資産額(土地を除く)が3億円以上であること。</p> <p>③ 操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること。(データセンターは5人以上)</p> <p>(2) 本社機能の移転等</p> <p>① 町外からの移転であること。</p> <p>② 本社オフィス、研究・研修施設を県内に整備すること。</p> <p>③ 県から整備計画の認定を受けていること。</p> <p>④ 投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること。</p>	<p>(助成金の概要)</p> <p>左記(1)限度額</p> <p>① 町外からの新規立地(医療機器産業、水素・燃料電池関連産業) … 3億円</p> <p>② 町外からの新規立地(上記以外製造業等) … 1.5 億円</p> <p>③ 町内企業(医療機器産業、水素・燃料電池関連産業) … 1.5 億円</p> <p>④ 町内企業(上記以外製造業等)※投下固定資産額 100 億円以上 ※建物の新設、空き工場取得等により助成率は異なる。最大 3%</p> <p>左記(2)限度額</p> <p>① 本社機能の移転等をした場合、又は空き工場等を取得 … 2,000 万円</p> <p>② 賃借する場合 … 年 200 万円(最大3年間)</p> <p>※建物の新設、空き工場取得等により助</p>

		<p>⑤操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること。</p> <p>(3)情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者</p> <p>①操業から1年以内に常用雇用者が5人以上増加すること。</p> <p>②新たにオフィス等を設置し、操業すること。</p> <p>※(1)～(3)ともに、山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること。</p> <p>※詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>成率は異なる。最大2.4%</p> <p>左記(3)限度額</p> <p>①新たにオフィス等を設置 … 2,000万円</p> <p>②賃借 … 年200万円(最大3年間)</p> <p>※新規オフィス設置、賃借オフィス設置等により助成率は異なる。最大2%</p> <p>※成長分野(医療機器分野、水素・燃料電池関連産業、物流業、データセンター)、高付加価値創出事業(地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業承認事業)、新規常時雇用者の数に応じて助成率の加算があります。</p> <p>※詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>身延町企業の奨励に関する条例</p>	<p>H16.9</p>	<p>下記のいずれかに該当すること。</p> <p>①投下固定資産総額1億円以上</p> <p>②常時雇用する従業員100人以上</p> <p>③前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの</p>	<p>①土地の取得交渉と造成に関する援助</p> <p>②事業に関連する各種苦情処理に対する協力</p> <p>③公共施設との関連事項に関する利便の供与</p> <p>⑤ Uターン奨励を含む労働力の調整</p>

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間
やまなし未来ものづくり推進計画に基づき、地域経済牽引事業計画を策定した事業者が新設・増設や設備投資した家屋、構造物取得価額2億円以上(製造業のうち農林漁業関連業種は5,000万円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、奨励金、助成金等の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南部町産業立地事業費助成金交付要綱	H29.3	<p>(対象業種・要件の概要)</p> <p>(1) 製造業、物流業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、データセンター</p> <p>① 土地取得(借地権を含む)から3年以内に工場等を設置し、操業を開始。</p> <p>② 土地取得費を除く投下固定資産額が3億円以上。</p> <p>③ 操業開始の日以後1年以内に、当該事業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人以上。</p> <p>④ 山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当。</p> <p>(2) 本社機能の移転等</p> <p>① (1)の①に準じる。</p> <p>② 投下固定資産額が1億円以上。</p> <p>③ (1)の③④に準じる</p>	<p>(助成金の概要)</p> <p>左記(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、物流業、データセンター 投下固定資産税額の5% 1.5億円 ・試験研究所、バイオテクノロジー利用産業 投下固定資産税額の2.5% 1.5億円 <p>※金額は上限額</p> <p>※建物の新設、空き工場の取得等により補助率、上限額が異なる。</p> <p>◎詳しくは問合せを</p> <p>左記(2)</p> <p>投下固定資産額の10% 上限2千万円</p> <p>※自社所有地への建設、建物の賃借の場合にも助成あり。</p> <p>◎詳しくは問合せを</p>
南部町工場立地法地域準則条例	H29.6		<p>緑地面積率 5/100 以上</p> <p>環境施設面積率 10/100 以上</p>

19368

山梨県

富士川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎対策	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
富士川町産業立地事業費助成金交付要綱	H23.4.1	対象業種 (1)製造業、物流業 (2)試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、その他本町経済の活性化に資するものとして町長が認める事業 (3)自社所有地新增設事業 (4)本社機能移転等 (5)情報通信業	助成金 対象業種によって設定
富士川町産業立地事業奨励金補助交付要綱	H29.4.1	新たに富士川町内に事業所を新設、又は拡充する企業を対象に固定資産相当分を5年間奨励金として交付する制度 対象業種 日本標準産業分類のAからRまで	奨励金 固定資産相当分を5年間交付

* 詳細はこちらをご覧ください。 → [富士川町ホームページ](#)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
昭和町産業立地事業に対する助成金の支給に関する要綱	H20.4	<p>●業種 製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、本社機能移転等、情報通信産業、データセンター</p> <p>●要件 (1)製造行・物流業・データセンター・試験研究所・バイオテクノロジー利用産業については、下記のすべてに該当する場合 ①新たに町内に土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に工場等を設置・操業開始 ②投下固定資産額が3億円以上(土地取得費を除く) ③操業開始後1年以内に常時雇用者10人以上増加(データセンターを設置する事業にあたっては5人以上増加)(うち町内から概ね3割以上新規雇用) (2)自社所有地新增設事業 (1)の②と③に該当する場合 (3)本社機能移転等(※建物等賃借可) ①新たに町内に土地を取得又は借地権を設定し、3年以内に本社オフィス等を設置・操業開始 ②投下固定資産額が1億円以上(土地取得費を除く) ③操業開始後1年以内に常時雇用者10人以上増加(データセンターを設置する事業にあたっては5人以上増加)(うち町内から概ね3割以上新規雇用) ※賃借の場合は③に該当する場合 (4)情報通信業等 ①情報通信業等の立地のため、建物及び設備</p>	<p>(1)製造業・物流業・データセンター 投下固定資産額(土地取得費除く)の1/100以内(加算要件に応じ、限度額6千円-3億円)</p> <p>(2)試験研究所・バイオテクノロジー利用産業・自社所有地新增設事業 投下固定資産額(土地取得費除く)の1/200以内(加算要件に応じ、限度額6千円-3億円)</p> <p>(3)本社機能移転等 ①新たに土地を取得した場合、 投下固定資産額(土地取得費除く)の2/100以内(加算要件に応じ、限度額2千万円) ②自社所有地の場合、投下固定資産額1/100以内(加算要件に応じ、限度額2千万円) ③建物等賃借の場合、賃借料の10/100以内(年200万円を限度とし、操業開始から3年間)</p> <p>(4)情報通信業等 次の①、②の合計額 ①投下固定資産額(土地取得費除く)の7/500以内(加算要件に応じ、限度額2千万円) ②賃借料及び通信回線使用料の合計の10/100以内(限度額200万円とし、操業開始から3年間)</p>

		等を取得及び賃借 ②操業開始後 1 年以内に常時雇用者5人以上 増加(うち町内から概ね3割以上新規雇用)	
--	--	--	--

19422

山梨県

道志村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（新過疎）	—	課税免除	固定資産税	3年間

19423

山梨県

西桂町

〈西桂町創業支援事業補助金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。		補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、西桂町創業支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。	創業に係る経費かつ、その金額の2分の1以内とし、50万円を上限とする	補助金の交付を決定した日の属する年度及び前年度までとする
(1) 補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から2年未満の者				
(2) 市区町村税等の滞納をしていないこと。				
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係するものでないこと。				
(4) 許認可等を要する業種にあつては、当該許認可等を受けていること（当該許認可を受けることが確実に認められる場合を含む。）。				
(5) 町内で2年以上継続して「補助対象事業」を営業することが見込まれること。				
(6) 申請書に添付する事業計画書について、西桂町商工会の指導を受け作成していること。				
(7) 西桂町商工会に加入すること。				
(8) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。				
		(1) 補助対象経費にかかわる契約書（発注書）、請求書、領収書、支払済みを確認できる書類（通帳等）等の写し		
		(2) 事業実施写真又は成果物等		
		(3) 税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（個人事業者）		
		(4) 定款及び登記事項証明書の写し（法人）		
		(5) 許認可証の写し（必要業種）		

	(6) その他町長が必要と認める書類		
--	--------------------	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
西桂町企業の奨励に関する条例	H20.3	町内に工場及び事業者の新設及び増設 ○新設 投下固定資産総額 5,000 万円以上 常時使用従業員 20 人以上 ○増設 増設部分の投下固定資産総額 3,000 万円以上	奨励金 ○固定資産税額の相当額 (3年間)
西桂町創業支援事業補助金	R2.3	・補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から2年未満の者。 ・市区町村税等の滞納をしていないこと。 ・暴力団に関係するものでないこと。 ・町内で2年以上継続して「補助対象事業」を営業することが見込まれること。 ・西桂町商工会に加入すること。等	創業に係る経費への補助金 ・補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50 万円を上限

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	措置の内容
忍野村商工業振興資金等利子補給金交付要綱	H23.4	<p>① 平成20年11月1日以降に融資が実行されたもの</p> <p>② 山梨県商工業振興資金融資においては、南都留中部商工会の審査書を要するもの</p> <p>③ 小規模事業者経営改善資金融資、商工貯蓄共済融資、商工会・商工会議所会員融資においては、南都留中部商工会が推薦又はあっせんしたもの</p> <p>④ 資金使途が生活資金及び借換え資金を含まないもの</p> <p>以上の資金の借受人で次に該当するもの</p> <p>1. 村内に住所を有し、かつ、店舗、工場又は事業所を有する者</p> <p>2. 村税を完納している者。ただし、法人については、その代表者についても完納していること。</p>	<p>左の①～④の資金のそれぞれにおいて算出した利子の額(延滞金等に係る利子を除く)の30%を補給する。</p> <p>利子補給の期間は融資実行日の属する月から5年以内とし、それを超える期間については行わない。</p> <p>特例として、令和3年3月31日までの間における適用については、70%とする。</p>
忍野村企業誘致条例	S43.12	<p>① 新設 投下固定資産総額が1,000万円以上 又は常時使用する従業員数50人以上</p> <p>② 増設 投下固定資産総額500万円以上 ただし、特に村長が本村の産業の振興に寄与すると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>① 各年度における当該企業に係る固定資産税の納付額に相当する金額の範囲内において奨学金を交付する。</p> <p>② 企業の増設若しくは増設に必要な事項について援助をなし、又は協力若しくはあっせんの便宜を供与する。</p> <p>③ 奨励金交付時期は、固定資産税の各納期とする。</p> <p>④ 奨励期間は、指定を受けた企業の操業開始の翌年度から3箇年以内(増設の場合は1箇年)とする。</p>

19425

山梨県

山中湖村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
山中湖村産業集積促進助成金交付要綱	H20.10	(1)製造業 ①村内において土地または借地権を取得し、3年以内に工場等を設置し操業を開始、将来にわたって操業を継続する見込みであること ②投下固定資産額5億円以上 ③操業開始後1年以内に増加する常時雇用者数10人以上(うち、村内新規雇用者が概ね3割以上) ④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当し、交付申請予定企業 (2)試験研究所、バイオテクノロジー利用産業等 (1)②～④に該当するもの (3)自社所有地新增設事業 (1)②～④に該当するもの	助成金 (1)投下固定資産額に 2/100 を乗じた額 (2)(3)投下固定資産額に 1/100 を乗じた額 ○増加常時雇用者と限度額 ・10人以上 50人未満 6,000万円 ・50人以上 100人未満 1億円 ・100人以上 500人未満 1億5,000万円 ・500人以上 2億円

19429

山梨県

鳴沢村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
1億円以上(製造業のうち農林漁業関連業種は5,000万円)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鳴沢村産業集積促進助成金交付要綱	R2.3	<p>【対象業種】製造業、物流業、データセンター</p> <p>○新たに村内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、当該土地の取得日から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が3億円以上。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人(データセンターを設置する事業にあつては、5人)以上、かつ、山梨県内から新たに雇用する者の数が5人以上であること。このうち村内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するものであること。</p> <p>○当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられること。</p> <p>【対象業種】試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、医療機器分野、水素・燃料電池関連産業</p>	<p>【対象業種】製造業、物流業、データセンター</p> <p>① 県内に初めて工場等を設置する場合 投下固定資産額に1%(空き工場等取得費については0.5%)を乗じた額 助成限度額1.5億円</p> <p>② ①以外の場合 投下固定資産額に1%(空き工場等取得費については0.5%)を乗じた額 助成限度額6千万円</p> <p>【対象業種】試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、医療機器分野、水素・燃料電池</p>

	<p>○新たに村内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、当該土地の取得日から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に工場等を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が3億円以上であること。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人（データセンターを設置する事業にあつては、5人）以上、かつ、山梨県内から新たに雇用する者の数が5人以上であること。このうち村内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するものであること。</p> <p>○当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられることについて村長の認定を受けたものであること。</p> <p>【対象業種】情報通信業等</p> <p>○情報通信業等の立地事業の実施のため、建物及び設備機器を取得又は賃借したものであること。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が5人以上であること。このうち村内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>○山梨県産業集積促進事業助成金交付要綱に基づく知事の認定を受けた又は申請中で確実に受ける見込みがある立地事業</p> <p>○企業グループによる立地事業についても、助成対象に含む</p>	<p>関連産業</p> <p>① 県内に初めて工場等を設置する場合 投下固定資産額に0.5%を乗じた額 助成限度額 1.5 億円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は3億円</p> <p>② ①以外の場合 投下固定資産額に0.5%を乗じた額 助成限度額6千万円 ただし、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業の場合は1.5 億円、医療機器分野又は水素・燃料電池関連産業以外で投下固定資産額が100 億円以上の場合は1 億円</p> <p>【対象業種】情報通信業等</p> <p>① 建物及び設備機器を取得する場合 投下固定資産額に1.4%を乗じた額。ただし、立地事業が別表1の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。 助成限度額 2 千万円</p> <p>② 建物及び設備機器等を賃借する場合 賃借料又は通信回線使用料の合計の1/2の額（操業開始から3年間に限る） 助成限度額 年 200 万円</p>
--	--	---

	<p>【対象業種】本社機能移転等の移転又は拡充</p> <p>○新たに村内において土地を取得し、あるいは借地権を設定し、本社機能移転等を行う者</p> <p>○当該土地の取得日等から3年以内に当該土地又は借地権に係る土地の上に本社オフィス又は研究・研修施設を設置し、操業を開始するとともに、将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○投下固定資産額が1億円以上</p> <p>○将来にわたって操業を継続する見込みであること。</p> <p>○村内に設置又は拡充を行う本社オフィス及び研究・研修施設のために建物等を賃借したものであること。</p> <p>○山梨県産業集積促進事業助成金交付要綱に基づく知事の認定を受けた又は申請中で確実に受ける見込みがある立地事業</p> <p>○地域再生法に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた村内への本社機能等の設置又は拡充事業</p> <p>【対象業種】自社所有地新增設事業</p> <p>○投下固定資産額が3億円以上であること。</p> <p>○操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が10人（データセンターを設置する事業にあっては、5人）以上、かつ、山梨県内から新たに雇用する者の数が5人以上であること。このうち村内から新たに雇用する者をおおむね3割以上確保できる見込みがあること。</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当するものであること。</p>	<p>【対象業種】本社オフィスや研究・研修施設の移転又は拡充</p> <p>① 新たに土地等を取得する場合 投下固定資産額に5%を乗じた額(空き工場等取得費については1%) 助成限度額 2千万円</p> <p>② 自社所有地の場合 投下固定資産額に 1%を乗じた額。ただし、立地事業が別表 1 の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。 助成限度額 2千万円</p> <p>③ 建物等の賃借の場合 賃借料の 1/2 の額(操業開始から3年間に限る) 助成限度額 年 200 万円</p> <p>【対象業種】自社所有地新增設事業</p> <p>① 新たに土地等を取得する場合 投下固定資産額に 5%を乗じた額(空き工場等取得費については1%) 助成限度額 2千万円</p> <p>② 自社所有地の場合 投下固定資産額に 1%を乗じた額。ただし、立地事業が別表 1 の左欄に掲げる加算要件に該当する場合は、それぞれの右欄に掲げる加算値を加えた率を乗ずるものとする。</p>
--	--	--

		<p>○当該事業の実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられること。</p>	<p>助成限度額 2千万円</p> <p>③ 建物等の賃借の場合 賃借料の1/2の額(操業開始から3年間に限る)</p> <p>助成限度額 年 200 万円</p>
--	--	---	--

19430

山梨県

富士河口湖町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
富士河口湖町企業 立地促進条例	H15.11 H24.4	対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・製造業以外で規則に定める事業 ・町長が認める事業 ○新設 投下固定資産額 5,000 万円以上 新規雇用 30 人以上 ○増設 投下固定資産額 3,000 万円以上 新規雇用5人以上	奨励金 ○事業所奨励金 固定資産税の額に 100/100 を乗じて得た額を奨励金として交付 新設5年間 増設3年間 ○雇用奨励金 新規に町内居住者を雇用した場合の雇用奨励金 1人あたり年額 10 万円(操業から2年間、限度額2カ年で1,000 万円) ○住宅手当奨励金 町外在住者が町内に移転、居住した場合の住宅奨励金 住宅手当支給額の1割 (操業から2年間) ○住宅奨励金 指定された日から1年以内に企業が住宅を建設した場合の固定資産税 100/100 を乗じて得た額を1年間に限り奨励金として交付 ○緑化奨励金 敷地面積の 20/100 以上に対して緑化事業を実施した場合 緑化事業費の 30/100 の額(ただし、500 万円を限度) ○除雪奨励金 除雪機器購入費の 100/100(操業の日から3年以内1度限り、250 万円を限度) 補助及び除雪委託費5年間(限度額年額 50 万円・合計額 250 万円)
富士河口湖町産業 立地促進事業費助	H23.4 R2.8.17	製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業、物流業、データセンター	○新たに土地を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業)

成金交付要綱		<p>次の要件全てに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県産業集積促進助成金の事業認定を受けていること ○新たに町内に土地又は借地権を取得し、又は自社所有地に工場等を設置し、操業を開始すること ○投下固定資産額が3億円以上であること(除、土地取得費) ○操業から1年以内に従業員新規雇用者が10人(データセンターを設置する事業は5人)以上増加すること 	<p>⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の1%</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己所有地に工場等を建設し、操業する場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の0.5% ○空き工場等を取得し操業する場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)のうち 建物0.5% 機械・設備1% ○試験研究所又はバイオテクノロジー利用産業の場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の0.5% <p>※特定の要件を満たすと助成率の加算あり</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ○県外からの新規立地 (医療機器分野、水素・燃料電池関連産業) ⇒ 限度額3億円 ○県外からの新規立地(上記以外製造業等) ⇒ 限度額 1.5 億円 ○県内企業 (医療機器分野、水素・燃料電池関連産業) ⇒ 限度額 1.5 億円 ○県内企業(上記以外製造業等) ⇒ 限度額6千万円 (投下固定資産額 100 億円以上 ⇒限度額 1 億円) 	
		<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ制作事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県産業集積促進助成金の事業認定を受けていること ○操業から1年以内に新規雇用者が5人以 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たにオフィス等を設置した場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の1.4% ○賃借で新たにオフィス等を設置した、又は自己資金で設置し機器を賃借で導入した場合

		<p>上増加すること</p>	<p>⇒助成額:賃借料及び通信回線使用料の1/10(3年間) ※特定の要件を満たすと助成率の加算あり</p> <p>○新たにオフィス等を設置する場合 ⇒限度額 2千万円</p> <p>○賃借する場合 ⇒限度額 年 200 万円 (最大3年間)</p>
		<p>本社機能移転等の場合(業種の制限等なし)</p> <p>次の要件全てに該当すること</p> <p>○山梨県産業集積促進助成金の事業認定を受けていること</p> <p>○本社オフィス、研究・研修施設を町内に整備すること</p> <p>○県から整備計画の認定を受けていること</p> <p>○投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること(賃借の場合は除く)</p> <p>○操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること</p>	<p>○県内において新たに土地を取得又は借地権を設定して本社機能の移転等をした場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の2%</p> <p>○自社所有地に本社機能の移転等をする場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)の1%</p> <p>○空き工場等を取得し操業する場合 ⇒助成額:投下固定資産額(土地分除く)のうち 建物 1% 機械・設備 2%</p> <p>○本社オフィス、研究・研修施設を賃借する場合 ⇒助成額:建物等の賃借料の1/10(3年間) ※特定の要件を満たすと助成率の加算あり</p> <p>○県内において新たに土地を取得するか借地権を設定又は空き工場等を取得し操業する場合 ⇒限度額2千万円</p> <p>○賃借する場合 ⇒限度額 年 200 万円 (最大3年間)</p>

19442

山梨県

小菅村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員(人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間

19443

山梨県

丹波山村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
(新過疎)	—	課税免除	固定資産税	3年間